

産業廃棄物税
次期見直しに向けた調査検討状況について

税の概要

納税義務者	排出事業者(県外の間処理業者を含む)
課税対象	県内中間処理施設または最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	産業廃棄物の搬入重量
税率	1tにつき1,000円
免税点	1事業所あたり 年間500t
課税免除	①再生施設への搬入 ②排出事業者自らの中間処理 ③二重負担調整
課税方式	排出事業者による申告納付方式

税の目的・使途

資源循環型社会の構築に向けて、以下の施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として産業廃棄物税を導入した。

- ① 産業廃棄物の発生抑制
- ② 産業廃棄物の再生利用の促進
- ③ 産業廃棄物の適正処理の推進

答申の概要（令和6年4月26日付滋税審第2号）

1 滋賀県産業廃棄物税の評価について	<p>滋賀県産業廃棄物税(以下「産廃税」という。)の導入後、県内で発生する産業廃棄物の排出量が減少してきたことなどから、<u>産廃税導入による産業廃棄物の削減効果は一定認められる。</u></p>
2 使途について	<p>再生利用のさらなる促進のため、事業内容の検討、業種別の排出量・最終処分量の多寡を踏まえた事業の重点化や、賦課徴収事務のデジタル化による事務の省力化に係る<u>税込活用など、効果的な税込活用に向け、改めて検討すべき。</u></p>
3 課税方式について (1) 課税方式について	<p>「申告納付方式」を採用する本県の排出量の推移は「<u>特別徴収方式</u>」を採用している自治体と比べ、<u>一見して顕著に減少しているわけではないこと、また産廃税導入時よりも環境意識や理解が高まっていること、さらに、管理型最終処分場であるクリーンセンター滋賀の受入れ終了に伴う税込減等が見込まれることなどから、税込確保の観点も踏まえ、滋賀県にふさわしい課税方式について検討すべき。</u></p> <p>その検討方法としては、現在の申告納税方式の改善を図りながら、課税方式の違いが産業廃棄物の発生抑制に与える影響や効果等について、<u>一定の時間をかけて丁寧に分析・調査することなどが考えられる。</u></p>
(2) 免税点について	<p>「申告納付方式」では、徴税コストの面で免税点の設定が必要であるが、課税方式の検討では、税負担の公平性等の観点を踏まえ、<u>排出量だけでなく、排出事業者の数を考慮した免税点の引下げ（課税割合の引上げ）や、免税点以下の事業者への規制の検討など、新たなルールづくりも考えられる。</u></p>
4 税率について	<p>産廃税を導入している自治体の税率は、<u>原則として、排出量1トンあたり1,000円で、同水準であること</u>から、本県だけで税率を変更するのではなく、産廃税を導入している近隣自治体への働きかけなど、広域的な税率調整という視点に立って、<u>長期的な観点から取り組むことなどが考えられる。</u></p>

- ・ 前回見直し時にお示した今後の調査検討事項のスケジュールに則り、令和7年度までに調査・検討予定としていた事項(赤○囲み箇所)について、その結果や進捗状況を報告する。

(検討スケジュール:令和5年10月第18回税制審議会資料より)

今後の調査検討事項		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①課税方式の見直しおよび関連する対応等						
(1)特徴・申告の各課税方式による排出抑制効果についての調査	申・特	→ 状況分析・統計を用いた調査等			税制審議会での審議 ▼ 課税方式の決定 ▼ 条例改正 (附則改正または本文改正) ▼ ※課税強化に繋がる場合 総務省同意	
(2)処理業者等の税相当額転嫁の実現性の調査	特	→ 業界団体等への聞取等(検討状況に応じて適時)				
(3)中小企業に関する負担額等の影響調査	特	→ 免税点以下の事業者(～500t)の状況分析等				
(4)再生施設搬入へのインセンティブに係る検討	申	→ インセンティブの必要性、「応分の課税」に向けた実現可能な制度検討等				
②申告納付方式の手続き等の簡素化・効率化						
(1)様式の記載項目の見直し・省略化		→				
(2)申告等の電子化(eLTAXの活用)		→				
③使途事業の見直し、再構築						
(1)税収動向の分析、検証		→				
(2)使途事業の再検討を行い、必要に応じて見直し、再構築		→				

クリーンセンター滋賀の影響判明

次期滋賀県廃棄物処理計画策定(予定)

◆ (1)特徴・申告の各課税方式による排出抑制効果についての調査

調査概要

【目的】

産業廃棄物税の導入および課税方式の違いが、排出量・最終処分量・再生利用量に与える影響を検証

【主体】

立命館大学経済学部 笹尾俊明教授

【委託期間】

令和7年7月～令和8年2月

【分析対象・期間】

- 都道府県データ(パネルデータ)
- 平成12年度(2000年度)～令和3年度(2021年度)*¹

【分析方法】

- 固定効果モデル(トレンド考慮):固定特性と時間変化を除去し影響を分析
- DID分析 :同様の枠組みで課税群と非課税群の変化の差を比較

*1 再生利用量は対象期間はデータ都合により、平成15年度(2003年度)～令和3年度(2021年度)

【分析内容】

- 排出量・最終処分量の分析
- 再生利用量(総量・品目別・類型別)の分析

<参考:課税方式>

A:排出事業者申告納付方式	B:最終処分業者特別徴収方式	C:焼却処理業者・最終処分業者特別徴収方式
滋賀県、三重県	北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、愛知県、京都府、奈良県、岡山県、広島県、鳥取県、熊本県、沖縄県など19道府県	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
<p>(引用:滋賀県HP)</p>	<p>(引用:愛知県HP)</p>	<p>(引用:福岡県HP)</p>

分析結果

【排出抑制・最終処分量の削減効果】

- 税導入による有意な排出・最終処分削減効果が確認できたのは、2003年度(平成15年度)に「最終処分業者特別徴収方式」を導入した3県(鳥取・岡山・広島)のみ
- それ以外の自治体では、課税方式に関わらず、有意な排出・最終処分削減効果は確認されなかった

【再生利用量】

- 総量:有意な影響は確認されず
- 品目別:一部で増加。ただし、多くは10%水準での有意(限定的)
主にA:排出事業者申告納付方式、C:焼却処理業者・最終処分業者特別徴収方式で確認
- 課税方式や品目により結果は異なる

【減免措置の影響】

- 排出・最終処分削減効果を弱めているとは言えない
- 再生利用については、免税措置が影響している可能性

【徴税コスト】

- 課税方式により異なる
- 一般に A:排出事業者申告納付方式 > C:焼却処理業者・最終処分業者特別徴収方式 > B:最終処分業者特別徴収方式の順で高い

◆ (3) 中小企業に関する負担額等の影響調査

課税方式を「特別徴収方式」かつ「免税点なし」とした場合の影響を調査。

…過去の最終処分実績から500t以下の事業者を抽出し、その内訳を分析する。

- 負担額の区分別事業者数について
【令和4年度処分実績より】

区分	1,000円以下 (~1 t)	1,000円超 10,000円以下 (1~10 t)	10,000円超 50,000円以下 (10~50 t)	50,000円超 100,000円以下 (50~100 t)	100,000円超 500,000以下 (100~500 t)	合計
事業者数	1,602	1,803	437	61	39	3,942
事業者数割合	40.6%	45.7%	11.1%	1.5%	1.0%	100.0%
税額 (円)	696,838	6,304,536	8,940,032	4,123,651	7,192,574	27,257,631
税額割合	2.6%	23.1%	32.8%	15.1%	26.4%	100.0%

- 【令和5年度処分実績より】

区分	1,000円以下 (~1 t)	1,000円超 10,000円以下 (1~10 t)	10,000円超 50,000円以下 (10~50 t)	50,000円超 100,000円以下 (50~100 t)	100,000円超 500,000以下 (100~500 t)	合計
事業者数	1,648	1,862	398	58	20	3,986
事業者数割合	41.3%	46.7%	10.0%	1.5%	0.5%	100.0%
税額 (円)	726,628	6,370,528	8,431,478	3,929,916	3,731,958	23,190,508
税額割合	3.1%	27.5%	36.4%	16.9%	16.1%	100.0%

- 引き続き、負担額とあわせて事業者の規模等を調査し、事業者負担の分析を行う。

◆ (1)(2)申告等の電子化、様式の項目見直し等

- eLTAXを通じた電子申告・申請の対象税目に法定外目的税が追加され、産業廃棄物税の電子申告・電子納付が可能となった。(令和7年3月31日から開始)
- 電子申告の開始にあたり、県ホームページへのお知らせの掲載や、申告書発送時に同封する送付文への記載により周知をはかっている。
- また、申告書等記載の省力化のため、Excel版を作成(従来はword・pdfのみ)し、県ホームページへの掲載および電子申告システムへの登録を行った。
- 電子マニフェストの普及に応じた、申告手続きにおけるデータの活用等については、次回の見直しの議論と併せて、中長期的に検討を進めていく。

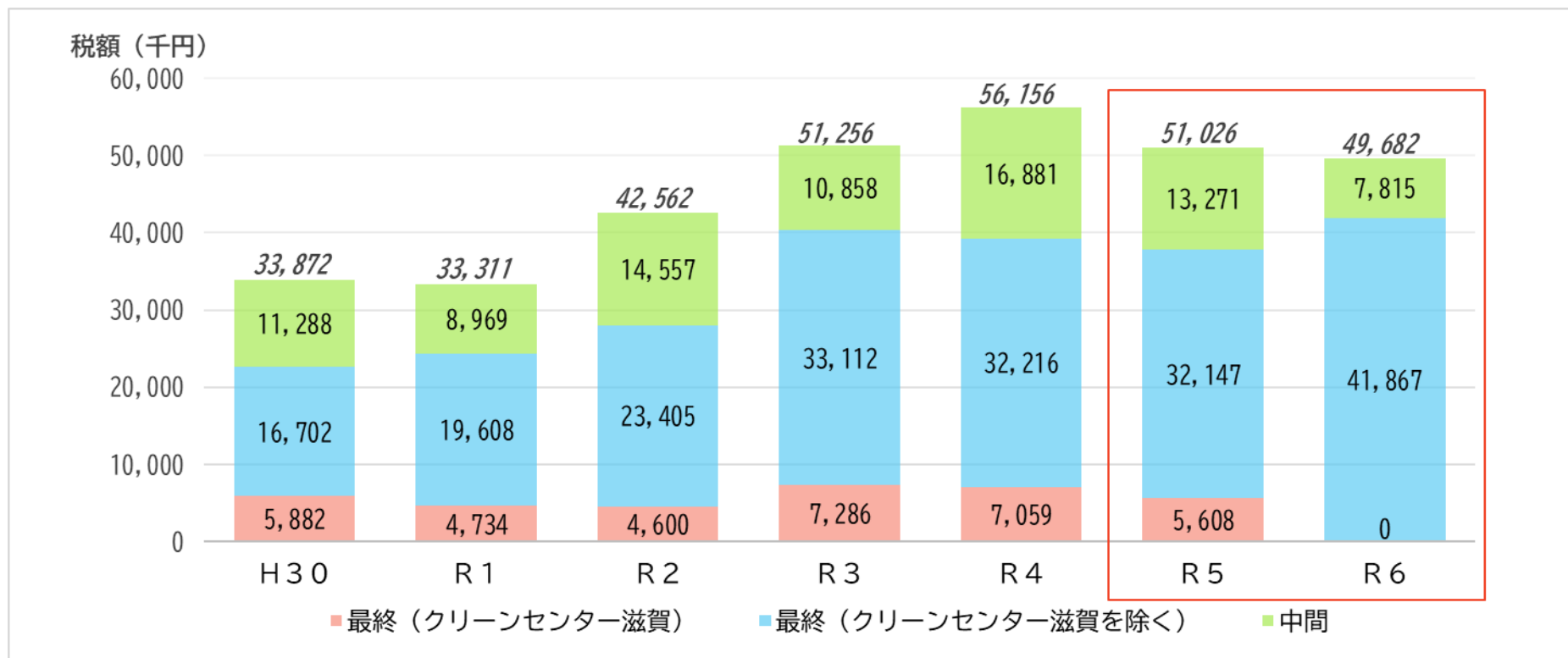
◆ (1) 税収動向の分析、検証

クリーンセンター滋賀の受け入れ終了(令和5年10月)の影響について

※クリーンセンター滋賀は県内唯一の管理型最終処分場であったため、受け入れ終了に伴う税収の動向を分析。

- ・ 受入終了が影響する前の令和4実績年度の税収に対して、令和5実績年度は9.1%、令和6実績年度は11.5%減少した。
- ・ クリーンセンター滋賀への搬入に対応する税額のみに着目すると、年間500～700万円程度の減収となっている。

税収の推移(実績年度により集計)



産業廃棄物税の今後のあり方を検討する。

- 産業廃棄物税の目的
- 課税方式の検討
(徴税コスト(費用対効果)、発生抑制等の効果、税収確保の観点)
- 現在の廃棄物適正処理、資源循環の情勢等を踏まえた使途事業の検討
- 免税点、課税免除、税率の適正性(広域的な調整の必要性)



令和9～10年度に税制審議会に諮問